

2018年度移転価格文書化制度の正式導入

概況

今年7月に立法議会で可決され、発効された移転価格文書化制度に関する2018年税務（修訂）（第6号）条例（以下、“修訂条例6号”）は、2017年度の同修訂条例に対して、若干の修正が加えられたものとなった。以下に2018年度“修訂条例6号”の重要点についてまとめた。

移転価格文書及び国別報告書

すでに施行されている修訂条例6号において、香港政府は、経済協力開発機構（OECD）によって開発された移転価格文書化の要求に関する標準的な3層構造アプローチを適用している。当アプローチは、マスター・ファイル、ローカル・ファイル及び国別報告書から構成される。

マスター・ファイル及びローカル・ファイル

修訂条例6号において、香港の納税者は以下のAまたはBのいずれかの免除規定のを満たす場合、マスター・ファイル及びローカル・ファイルの作成が免除される。

A. ビジネスのサイズに基づく免除規定

当法案においては、過去に提示されたものと比べ、免除の基準数値が以下のように修正された；

- 1) 年間総売上高が4億香港ドル未満（修正前：2億香港ドル未満）
- 2) 総資産額が3億香港ドル未満（同上）
- 3) 従業員数が100人未満（修正なし）

香港納税者が、上記の3つの条件の内のいずれか2つを満たしている場合は、関連の会計年度におけるマスター・ファイル及びローカル・ファイルの作成義務が免除される。

B. 関連会社間取引総額に基づく免除基準

関連会社間取引総額に基づく免除規定に示される基準金額は、2017年度の修訂条例に変更はなく、以下の通りである。

- 1) 財産の移転（金融資産および無形資産以外）：2億2,000万香港ドル未満
- 2) 金融資産の取引：1億1,000万香港ドル未満
- 3) 無形資産の移転：1億1,000万香港ドル未満、及び
- 4) その他取引（例：サービス収支及びロイヤルティ収入）：4,400万香港ドル未満

香港納税者の関連の会計年度における特定カテゴリーの関連会社間取引総額が、それぞれ上記に示す基準金額を超えない場合、そのカテゴリーについては、当該会計年度ローカル・ファイルを作成義務が免除される。

また、香港納税者の関連の会計年度における全カテゴリーの関連会社間取引総額が、それぞれ上記に示す基準金額を超えない場合、当該会計年度のローカル・ファイルに加え、マスター・ファイルの作成義務も免除される。

2018年4月1日以降に開始される会計年度から、上記の免除規定適用を除く全ての香港納税者は、当該会計年度終了から9か月以内に、その会計年度のローカル・ファイルとマスター・ファイルを作成し、保管を行う必要がある。

国別報告書

一方、多国籍企業グループの最終親会社は、以下の二つの条件を**いずれも**満たしている場合、国別報告書（Country-by-Country Reporting、以下“CbCレポート”）を**提出する必要**がある。

- 1) 前年度の多国籍企業グループの年間連結グループ売上高が68億香港ドルを超えており、且つ
- 2) 多国籍企業グループの最終親会社の税務居住地が香港である。

ただし、最終親会社の税務居住地が香港ではない場合においても、以下の**いずれか**の基準を満たしている場合、連結グループの年間売上高が68億香港ドルを超える多国籍企業グループに属する香港法人は、CbCレポートの**提出義務が発生**する。

- 1) 最終親会社の税務居住地の管轄区域において、CbCレポートの提出義務がない。
- 2) 当管轄区域と香港との間に国際協定が結ばれており、税務情報の自動情報交換（Automatic Exchange of Information）が行われているが、CbCレポートの提出締切日までに、当管轄区域と香港の間でCbCレポートの共有協定が結ばれていない。
- 3) 当管轄区域との間でCbCレポートの共有が全面的に機能しておらず、その旨を監督庁より香港法人に通知されている。

また、上記条件の1つでも満たしていたとしても、以下の**いずれか**に当てはまる場合は、香港企業はCbCレポートの**提出義務が免除**される。

- 1) 多国籍企業グループに属する他の香港法人により、当該会計年度のCbCレポートが提出されている。
- 2) 多国籍企業グループが、グループを代理してCbCレポートを提出する代理親会社へその権限を委任しており、CbCレポートはその代理親会社により香港または香港とCbCレポートの共有アレンジを行っている管轄区域にて提出されている。

2018年1月1日以降に開始する会計年度より、香港法人が属する多国籍企業グループの**いずれか**の企業が、（最終親会社または代理親会社の税務居住地にどこであるかに関わらず）CbCレポートの提出を求められている場合、グループに属する香港法人は、最終親会社、代理親会社およびグループに属するその他のメンバーの関連情報が記載された書面での通知を、関連する会計年度末から3ヶ月以内に香港税務局に届出する必要がある。さらに、香港法人自身がCbCレポートの提出義務要件を満たしている場合は、該当する会計年度末から12ヶ月以内にCbCレポートを提出する必要がある。

多国籍企業またはクロスボーダー取引を行っている企業は、既存の事業を見直してこの新しい規制の対象かどうかを評価し、該当する懸念がある場合など、詳細については税務コンサルタントに相談することを勧める。

上述の内容に関し、何か不明な点等ございましたら、青葉ビジネスコンサルティング (852) 2850-8990/(86)3878-5115（各担当者宛）までお気軽にお問い合わせください。